

渋川市電気自動車急速充電器設置業務 仕様書

1 適用

本仕様書は、渋川市電気自動車急速充電器設置業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、道の駅こもち及び道の駅おのこについて、電気自動車急速充電器の入替を行うことにより、電気自動車普及促進の一助とし、併せて、市民や旅行者の利便性を高めることにより、地域振興及び観光振興を図ることを目的とする。

3 既存設備

(1) 設置場所及び所在地

ア 道の駅こもち（群馬県渋川市白井 2318 番地 1）

イ 道の駅おのこ（群馬県渋川市小野子 1980 番地）

(2) 概要

設置時期	平成 27 年 1 月
製造者	株式会社東光高岳
機器番号	14H02346（道の駅こもち） 14H02353（道の駅おのこ）
型式	HFR1-30B4S-A1
定格	入力電圧 単相 AC200V 出力電圧 DC50V～500V 出力容量 30 k W 出力電流 75A
稼働時間	24 時間

4 業務内容

- (1) 「3 既存設備」 2 基をそれぞれ新設備に入れ替えること。新設備は出力容量 50kW の電気自動車急速充電器とし、CHAdeMO 規格とする。また、稼働時間は 24 時間とする。
- (2) 既設の電気自動車急速充電器及び必要な配線等を含む充電設備一式を撤去し、法令に基づき適正に処分すること。
- (3) 電源の引込については、高圧受電設備（キュービクル）に寄らず、電柱（電線）から直接引き込む特例措置を活用すること。電力会社との契約は事業者から適切に行うことにより、電気料の請求が市に発生しないようにすること。
- (4) 当該充電器の充電が順調に行えるよう、定期的に点検を行い、維持管理すること。
- (5) 利用者からの問合せ、故障及びトラブルに対応する体制を整え、早急に対応すること。

- (6) 事業者は、利用実績（利用日時、支払方法、充電量、充電金額等）について、市へ3か月に1回以上情報提供すること。
- (7) 利用料金の支払いは利便性の高い決済システムとすること。（クレジットカードやQRコード決済またはそれらと連携した自社アプリでの決済が可能であること。）
- (8) 当該充電器は従量課金によるものとする。
- (9) 各種EV充電サイトにおいて、当該充電器の周知に努めること。万一故障した際は、その旨、遅滞なくサイト上に掲載すること。
- (10) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者が申請等を行い、補助事業の条件に適応した機器等の選定及び実施計画とすること。
- (11) 事業者は利用者から利用料を徴収し、利用料金については事業者が決定するものとする。
- (12) 本件の電気自動車充電器において、費用は全て事業者の負担とする。
ここでの費用とは、「設置する充電器等本体費・設置費、既設充電器の撤去費・処分費、運搬費、東京電力等への申請等手続き・契約・電気利用に係る費用、ネットワーク環境に係る費用、利用料金徴収に係る費用、維持管理費用、市有地の使用料、故障時の修繕費用、消耗品及びその交換に係る費用、保険料、事故発生時の損害賠償費、事業終了後の当該充電器撤去費用・処分費等」全てを含む。

5 本業務の実施期間

(1) 利用開始時期

電気自動車急速充電器の供用を開始する時期は、事業者と市との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、電気自動車急速充電器の供用を開始した日から起算して5年以内とし、事業期間中は事業者の責任において、充電器の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により充電器等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

6 留意事項

- (1) 充電器の設計・整備・運用管理、保守メンテナンス等、充電器の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者が責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- (2) 電気自動車充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 電気自動車充電設備等の整備に当たり、事業者は事前に電気自動車充電設備等の仕様、施工方法を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

る。

- (4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (5) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定に定める義務を履行しない場合には、協定を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復を行うこと。
- (6) 事業者は、事業期間に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故の連絡を受けた場合についても同様である。
- (7) 事業者は、電気自動車急速充電器施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や電気自動車急速充電器の整備及び管理に関する市との合意事項（協定書、契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき理由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (8) 事業者は、本事業を継続出来なくなった場合は、市が適切と認める場合に他の事業者に権利及び義務を継承させることが出来る。
- (9) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (10) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、市と協議した上で業務を進めること。